

横須賀市報

第 1928 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

告 示

◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	15623
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	15624
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の指定について……………	15625
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
公 告	
◇住民票の職権消除について……………	〃
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇不動産差押解除通知書の公示送達……………	〃
◇交付要求通知書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃

◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	15626
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇農用地利用集積等促進計画について……………	〃

上下水道局告示

◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	15627
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	〃

教育委員会規則

◇教育職員手当等支給規則中一部改正……………	15628
------------------------	-------

教育委員会告示

◇教育委員会定例会の招集について……………	15633
-----------------------	-------

告 示

横須賀市告示第 6 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和 8 年 1 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 1 月 1 日	アトリエ G i f t 横須賀中央	横須賀市米が浜通 2 丁目 15 番地シーグリーン小松 1 F	児童発達支援	横須賀市若松町二丁目 1 番地 3 川島ビル 4 F 株式会社 L a l a L a n d 代表取締役 簗 島 芙 美

横須賀市告示第 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和 8 年 1 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 1 月 1 日	24 時間対応型定期巡回 ありがとう	横須賀市武 3 丁目 2 番 12 号 2 F	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	横浜市中区不老町 1－6－10 苗場ビル 3 F－A アールウィズ株式会社 代表取締役 有 光 龍 也

横須賀市告示第 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 8 年 1 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 1 月 4 日	衣笠訪問看護ステーション	横須賀市平作 7 丁目 10 番 27 号	訪問看護	横須賀市衣笠栄町二丁目 19 番地 神奈川みなみ医療生活協同組合 代表理事 薬 谷 收

横須賀市告示第 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和 8 年 1 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和 7 年 12月31日	ばわりはでい・久里 浜	横須賀市久里浜 4 丁目11 番15号	地域密着型通所介 護	横浜市港南区東芹が谷 2 番20号 株式会社千寿 代表取締役 吉 田 みやび
------------------	----------------	------------------------	---------------	--

横須賀市告示第10号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の
規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和 8 年 1 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 8 年 1 月 4 日	衣笠訪問看護ステー ション	横須賀市平作 7 丁目10番 27号	介護予防訪問看護	横須賀市衣笠栄町二丁目19番地 神奈川みなみ医療生活協同組合 代表理事 藁 谷 収

横須賀市告示第11号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定
により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都
市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週
間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 1 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等 の名称又 は種類	広告物 等の数 量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	15	吉倉町 1 丁目、不入斗町 3 丁目、浦賀 7 丁目、長 井 1 丁目及び秋谷 1 丁目 地内	令和 7 年12月 1 日か ら同月 26日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間
立看板等	5	田浦町 1 丁目及び衣笠栄 町 2 丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定しま
す。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明する
もの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第12号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第
29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基
づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 8 年 1 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転 車及び普通自 動二輪車		
令和 7 年12月 1 日から 同月25日まで	台 45	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区 域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	4	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	19	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁 止区域	同
同	6	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	10	6	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
同	2	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区 域	同
同	2	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区 域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
			鷹取 2 丁目、追浜東町 2 丁目・ 3 丁目、長浦町 3 丁目、本町 2 丁目、	

同	11	3	稲岡町、三春町 2 丁目、平作 1 丁目、森崎 2 丁目、岩戸 3 丁目及び佐島 3 丁目地内の道路	同
同	0	1	京急田浦駅自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目 48 番地
同	1	0	横須賀駅第 2 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	2	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	0	1	浦賀駅第 3 自転車等駐車場	同
同	0	1	Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前 11 時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500 円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000 円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

横須賀市告示第 13 号 (令和 8 年 1 月 26 日 掲 示 済)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）第 37 条の規定により、次のとおり、国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定します。

令和 8 年 1 月 26 日

制限区域の名称	区 域 図
久里浜地区 J E R A C ・ D 岸壁水域施設（岸壁前面泊地）	別図のとおり

(別図略)

横須賀市告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 8 年 1 月 26 日

- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S P . L I N K S 株式会社
東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 1 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 1 月 23 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
横須賀市立総合高等学校の入学検定料及び入学金
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 8 年 1 月 23 日から同年 3 月 31 日まで

公 告

横須賀市公告第 10 号 (令和 8 年 1 月 14 日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項後段の規定により公告します。

令和 8 年 1 月 14 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 11 号 (令和 8 年 1 月 16 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月 16 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 12 号 (令和 8 年 1 月 16 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月 16 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 13 号 (令和 8 年 1 月 16 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月 16 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 14 号 (令和 8 年 1 月 16 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第15号 (令和 8 年 1 月16日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第16号 (令和 8 年 1 月16日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第17号 (令和 8 年 1 月19日)  
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 1 月19日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                    | 備 考             |
|---------|------------------------|-----------------|
| 令和 7 年度 | 固 定 資 産 税<br>都 市 計 画 税 | 定期賦課分及び定期賦課過年度分 |

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第18号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101 号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 8 年 1 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 741 番及び 742 番

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 4 番23号
三 富 徳 雄

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 1 番13号
原 田 賢 浩

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 2

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3678番

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井 2 丁目 4 番23号
三 富 徳 雄

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 8 番11号
山 崎 充 代

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 3

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1859番及び1860番 1

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 9 番20号
嘉 山 一 利

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 2 番14号
石 田 町 子

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 4

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 792 番 1 及び 793 番 1 並びに長井 2 丁目1965番、1966番及び1998番

2 中間管理権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
東京都大田区東雪谷 3 丁目14番23号
木地本 晴 美

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 5

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目80番 1 及び90番

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目79番地
永 野 隆 春

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目10番 9 号
岩 澤 秀 行

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 6

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目 846 番 3

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 1 番20号
永 野 茂 樹

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目 4 番 6 号
石 原 華 子
三浦郡葉山町一色 700 番地の 1
鈴 木 順 子
横須賀市林 2 丁目 4 番 6 号

- 木 村 浩 子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男
- 記の 7
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目 809 番 1、810 番 1、810 番 2、810 番 3、811 番 1、811 番 2 及び1118番並びに林 5 丁目1670番 1
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 5 番11号
井 上 徹 也
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目10番 9 号
岩 澤 秀 行
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男
- 記の 8
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市阿部倉 519 番
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市阿部倉18番 2 号
阿 部 文 夫
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市平作 5 丁目 5 番 1 号
瀧 口 健 治
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男
- 記の 9
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷天王谷 964 番及び 965 番
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 339 番地
広 川 幸 一
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目 4 番 6 号
石 原 華 子
三浦郡葉山町一色 700 番地の 1
鈴 木 順 子
横須賀市林 2 丁目 4 番 6 号
木 村 浩 子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

- 記の10
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷永作1400番
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 374 番地
廣 川 拓 巳
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 2 丁目10番 9 号
岩 澤 秀 行
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男
- 記の11
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市秋谷寒澤4174番
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦郡葉山町上山口2365番地 2
関 野 民 丈
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷4119番地
小 菅 哲 也
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男
- 記の12
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市子安2085番 6、2085番19、2096番、2096 番 2 及び 2097番
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
茅ヶ崎市南湖 5 丁目 1 番 4 号ブルメリア 302
八 木 努
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市子安 4 番10号
軽 部 智 子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 2 号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和 8 年 1 月26日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

横須賀市上下水道局告示第 3 号
水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。
令和 8 年 1 月26日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所 在 地	更新された指定の有効期限
575	株式会社 S A W A Y A K A	稲 垣 和 也	横浜市都筑区中川一丁目17番21－205 号	令和 7 年12月10日から 令和12年12月 9 日まで

576	株式会社日光建設	志 田 晃	横浜市都筑区北山田三丁目11番 3 号	令和 7 年12月28日から 令和12年12月27日まで
-----	----------	-------	---------------------	---------------------------------

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第 6 号（令和 7 年12月26日
掲 示 済）

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月26日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則
教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「生徒又は幼児」を「生徒、児童若しくは幼児」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「6 時間」を「4 時間」に、「7,500 円」を「8,000 円」に改め、同号イ中「6 時間」を「4 時間」に改め、同号ウを削り、同項第 2 号ア中「6 時間」を「4 時間」に、「7,000 円」を「8,000 円」に改め、同号イ中「6 時間」を「4 時間」に改め、同号ウを削り、同項第 5 号ウ中「2 時間」を「1 時間」に改める。

第 5 条の 3 各号列記以外の部分中「掲げる額」の次に「（給与条例第 3 条第 3 項第 1 号に規定する学級を担任する業務を行う教育職員にあっては、当該額に 3,000 円を加えた額）」を加える。

第 5 条の 6 第 1 項の表中「80号給以上のもの」の次に「又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年横須賀市条例第54号）附則第 5 項に規定する暫定再任用教育職員（以下単に「暫定再任用教育職員」という。）を、「119 号給以下のもの」の次に「又は暫定再任用教育職員」を加え、同条第 3 項の表中「84号給以上のもの」の次に「又は暫定再任用教育職員」を、「123 号給以下のもの」の次に「又は暫定再任用教育職員」を加える。

第 6 条本文中「7,500 円」を「4 級の職務にある者にあつては 31,700 円、5 級の職務にある者にあつては 24,200 円」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、昇格（教育職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）した場合において、昇格後の給料月額に加算額を加えた額（以下「昇格後の給料月額」という。）が、昇格日の前日に受けていた給料月額に 3 級の職務の級にある者にあつては教職調整額を、4 級の職務の級にある者にあつては加算額を加えた額（以下「昇格前の給料月額」という。）に満たない場合にあっては、昇格前の給料月額から昇格後の給料月額を控除して得た額（100 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

（令和 8 年 1 月 1 日から令和12年12月31日までの間における加算額の特例）

8 次の表の左欄に掲げる期間における第 6 条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「4 級の職務にある者にあつては 31,700 円、5 級の職務にある者にあつては 24,200 円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 8 年 1 月 1 日から 同年12月31日まで	4 級の職務にある者にあつては 11,500 円、5 級の職務にある者 にあつては 4,000 円
令和 9 年 1 月 1 日から 同年12月31日まで	4 級の職務にある者にあつては 15,600 円、5 級の職務にある者 にあつては 8,100 円
令和10年 1 月 1 日から 同年12月31日まで	4 級の職務にある者にあつては 19,600 円、5 級の職務にある者 にあつては 12,100 円
令和11年 1 月 1 日から 同年12月31日まで	4 級の職務にある者にあつては 23,600 円、5 級の職務にある者 にあつては 16,100 円
令和12年 1 月 1 日から 同年12月31日まで	4 級の職務にある者にあつては 27,700 円、5 級の職務にある者 にあつては 20,200 円

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条の 3 関係）
教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給					
	1	円 1,300	円 1,400	円 2,300	円 3,400	円 5,100
	2	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,300	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	6	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	7	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	8	1,300	1,600	2,400	3,500	5,300
	9	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	2,600	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	2,600	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	2,800	3,800	5,500

	21	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	23	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	24	1,700	1,900	3,000	4,000	5,600
	25	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	26	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	27	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	28	1,800	2,000	3,200	4,100	5,600
	29	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	30	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	31	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	32	1,900	2,100	3,300	4,100	5,600
	33	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
	34	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
	35	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
	36	1,900	2,200	3,400	4,200	5,600
	37	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	38	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	39	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	40	2,000	2,300	3,500	4,400	5,600
	41	2,200	2,400	3,700	4,400	5,600
	42	2,200	2,400	3,700	4,400	
	43	2,200	2,400	3,700	4,400	
	44	2,200	2,400	3,700	4,400	
	45	2,200	2,600	3,800	4,600	
	46	2,200	2,600	3,800	4,600	
	47	2,200	2,600	3,800	4,600	
	48	2,200	2,600	3,800	4,600	
	49	2,300	2,700	3,800	4,700	
	50	2,300	2,700	3,800	4,700	
	51	2,300	2,700	3,800	4,700	
	52	2,300	2,700	3,800	4,700	
	53	2,400	2,800	3,900	4,700	
	54	2,400	2,800	3,900	4,700	
	55	2,400	2,800	3,900	4,700	
	56	2,400	2,800	3,900	4,700	
	57	2,400	3,000	4,000	4,800	
	58	2,400	3,000	4,000	4,800	
	59	2,400	3,000	4,000	4,800	
	60	2,400	3,000	4,000	4,800	
	61	2,500	3,200	4,100	4,900	
	62	2,500	3,200	4,100	4,900	
	63	2,500	3,200	4,100	4,900	
	64	2,500	3,200	4,100	4,900	
	65	2,600	3,300	4,200	5,000	
	66	2,600	3,300	4,200	5,000	
	67	2,600	3,300	4,200	5,000	
	68	2,600	3,300	4,200	5,000	
	69	2,600	3,400	4,300	5,200	
	70	2,600	3,400	4,300	5,200	
	71	2,600	3,400	4,300	5,200	
	72	2,600	3,400	4,300	5,200	
	73	2,700	3,500	4,400	5,200	
	74	2,700	3,500	4,400	5,200	
	75	2,700	3,500	4,400	5,200	
	76	2,700	3,500	4,400	5,200	
	77	2,800	3,700	4,400	5,200	
	78	2,800	3,700	4,400	5,200	
	79	2,800	3,700	4,400	5,200	
	80	2,800	3,700	4,400	5,200	
	81	2,800	3,800	4,500	5,200	
	82	2,800	3,800	4,500	5,200	
	83	2,800	3,800	4,500	5,200	
	84	2,800	3,800	4,500	5,200	
	85	2,800	3,800	4,600	5,300	
	86	2,800	3,800	4,600	5,300	

定年前再任用短時
間勤務教育職員以
外の教育職員

87	2,800	3,800	4,600	5,300
88	2,800	3,800	4,600	5,300
89	2,900	3,900	4,700	5,300
90	2,900	3,900	4,700	5,300
91	2,900	3,900	4,700	5,300
92	2,900	3,900	4,700	5,300
93	3,000	4,000	4,800	5,300
94	3,000	4,000	4,800	5,300
95	3,000	4,000	4,800	5,300
96	3,000	4,000	4,800	5,300
97	3,100	4,100	4,900	5,300
98	3,100	4,100	4,900	5,300
99	3,100	4,100	4,900	5,300
100	3,100	4,100	4,900	5,300
101	3,100	4,200	5,100	5,300
102	3,100	4,200	5,100	5,300
103	3,100	4,200	5,100	5,300
104	3,100	4,200	5,100	5,300
105	3,200	4,300	5,100	5,300
106	3,200	4,300	5,100	5,300
107	3,200	4,300	5,100	5,300
108	3,200	4,300	5,100	5,300
109	3,200	4,400	5,200	5,300
110	3,200	4,400	5,200	
111	3,200	4,400	5,200	
112	3,200	4,400	5,200	
113	3,200	4,400	5,200	
114	3,200	4,400	5,200	
115	3,200	4,400	5,200	
116	3,200	4,400	5,200	
117	3,300	4,500	5,200	
118	3,300	4,500	5,200	
119	3,300	4,500	5,200	
120	3,300	4,500	5,200	
121	3,300	4,600	5,200	
122	3,300	4,600	5,200	
123	3,300	4,600	5,200	
124	3,300	4,600	5,200	
125	3,300	4,700	5,200	
126	3,300	4,700	5,200	
127	3,300	4,700	5,200	
128	3,300	4,700	5,200	
129	3,400	4,700	5,200	
130	3,400	4,700	5,200	
131	3,400	4,700	5,200	
132	3,400	4,700	5,200	
133	3,400	4,700	5,200	
134	3,400	4,700	5,200	
135	3,400	4,700	5,200	
136	3,400	4,700	5,200	
137	3,400	4,700	5,200	
138	3,400	4,700		
139	3,400	4,700		
140	3,400	4,700		
141	3,500	4,700		
142	3,500	4,700		
143	3,500	4,700		
144	3,500	4,700		
145	3,500	4,800		
146	3,500	4,800		
147	3,500	4,800		
148	3,500	4,800		
149	3,500	4,900		
150	3,500	4,900		
151	3,500	4,900		
152	3,500	4,900		

	153	3,500	4,900			
	154	3,500	4,900			
	155	3,500	4,900			
	156	3,500	4,900			
	157	3,600	4,900			
	158	3,600	4,900			
	159	3,600	4,900			
	160	3,600	4,900			
	161	3,700	5,100			
	162	3,700	5,100			
	163	3,700	5,100			
	164	3,700	5,100			
	165	3,700	5,100			
	166		5,100			
	167		5,100			
	168		5,100			
	169		5,100			
	170		5,100			
	171		5,100			
	172		5,100			
	173		5,200			
	174		5,200			
	175		5,200			
	176		5,200			
	177		5,200			
	178		5,200			
	179		5,200			
	180		5,200			
	181		5,200			
	182		5,200			
	183		5,200			
	184		5,200			
	185		5,200			
定年前再任用短時 間勤務教育職員		2,200	2,700	3,000	3,500	4,400

別表第 3 （第 5 条の 3 関係）
中学校任期付教育職給料表の適用を受ける者

号 給	給 料 月 額
	円
1	1,400
2	1,400
3	1,400
4	1,400
5	1,600
6	1,600
7	1,600
8	1,600
9	1,700
10	1,700
11	1,700
12	1,700
13	1,700
14	1,700
15	1,700
16	1,700
17	1,800
18	1,800
19	1,800
20	1,800
21	1,900
22	1,900
23	1,900
24	1,900
25	2,000

26	2,000
27	2,000
28	2,000
29	2,100
30	2,100
31	2,100
32	2,100
33	2,200
34	2,200
35	2,200
36	2,200
37	2,300
38	2,300
39	2,300
40	2,300
41	2,400
42	2,400
43	2,400
44	2,400
45	2,600
46	2,600
47	2,600
48	2,600
49	2,700
50	2,700
51	2,700
52	2,700
53	2,800
54	2,800

55	2,800	121	4,600
56	2,800	122	4,600
57	3,000	123	4,600
58	3,000	124	4,600
59	3,000	125	4,700
60	3,000	126	4,700
61	3,200	127	4,700
62	3,200	128	4,700
63	3,200	129	4,700
64	3,200	130	4,700
65	3,300	131	4,700
66	3,300	132	4,700
67	3,300	133	4,700
68	3,300	134	4,700
69	3,400	135	4,700
70	3,400	136	4,700
71	3,400	137	4,700
72	3,400	138	4,700
73	3,500	139	4,700
74	3,500	140	4,700
75	3,500	141	4,700
76	3,500	142	4,700
77	3,700	143	4,700
78	3,700	144	4,700
79	3,700	145	4,800
80	3,700	146	4,800
81	3,800	147	4,800
82	3,800	148	4,800
83	3,800	149	4,900
84	3,800	150	4,900
85	3,800	151	4,900
86	3,800	152	4,900
87	3,800	153	4,900
88	3,800	154	4,900
89	3,900	155	4,900
90	3,900	156	4,900
91	3,900	157	4,900
92	3,900	158	4,900
93	4,000	159	4,900
94	4,000	160	4,900
95	4,000	161	5,100
96	4,000	162	5,100
97	4,100	163	5,100
98	4,100	164	5,100
99	4,100	165	5,100
100	4,100	166	5,100
101	4,200	167	5,100
102	4,200	168	5,100
103	4,200	169	5,100
104	4,200	170	5,100
105	4,300	171	5,100
106	4,300	172	5,100
107	4,300	173	5,200
108	4,300	174	5,200
109	4,400	175	5,200
110	4,400	176	5,200
111	4,400	177	5,200
112	4,400	178	5,200
113	4,400	179	5,200
114	4,400	180	5,200
115	4,400	181	5,200
116	4,400	182	5,200
117	4,500	183	5,200
118	4,500	184	5,200
119	4,500	185	5,200
120	4,500		

附 則
この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 1 号 (令和 8 年 1 月 9 日
掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和 8 年 1 月 9 日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 8 年 1 月15日午後 1 時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
(1) 教育長の臨時代理による事務の承認について (教育職員
手当等支給規則中改正)